



市 章

大津市公報

平 成 27 年 3 月 20 日
号 外 (第 12 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

47 大津市議会基本条例.....	1
48 大津市災害等対策基本条例.....	4
49 大津市議会会議条例の一部を改正する条例.....	10
50 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例.....	12
51 大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例.....	13
52 大津市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例.....	13

条 例

大津市議会基本条例を公布する。

平成27年 3 月 20 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第47号

大津市議会基本条例

目次

前文

- 第 1 章 総則 (第 1 条 - 第 4 条)
- 第 2 章 議会及び議員の活動原則等 (第 5 条 - 第 13 条)
- 第 3 章 議会と市民との関係 (第 14 条 - 第 16 条)
- 第 4 章 議会と市長等との関係 (第 17 条 - 第 20 条)
- 第 5 章 議会の機能強化等 (第 21 条 - 第 28 条)
- 第 6 章 補則 (第 29 条)

附則

大津市は古代、天智天皇が都を置いた地として古都指定を受けた都市であるとともに、父なる比良、比叡の山々、母なる琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境の中で悠久の歴史と文化を育んできた。

明治31年に市制を施行して以来、幾多の合併を経て多様な地域特性を融合し、市民とともに歩み発展を遂げてきた。そして、今日、地方自治は大きな社会潮流の中でその自主性、自立性が問われる時代を迎えている。

このような状況下において、大津市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨に基づき、二元代表制の一翼を担う議会の機能を高めることにより市民福祉の更なる向上を目指すとともに、市政の意思決定機関としてその権能を最大限に発揮できるよう、自らの果たすべき役割と責務の重要性を改めて認識し、市民の負託に全力で応えていく決意である。

よってここに、大津市議会の志す基本理念、基本方針を定め、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、大津市議会(以下「議会」という。)の基本理念及び基本方針を定め、市議会議員(以下「議員」という。)及び議会の活動原則等を明らかにするとともに、議会と市民との関係、議会と市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)との関係その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会機能を強化し、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民の福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(実質的最高規範性)

第 2 条 議会は、議会に関する他の例規を解釈し、又は制定改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(基本理念)

第 3 条 議会は、市民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とする。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その権能を最大限に発揮すること。

市民に対し市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民に分かりやすい開かれた議会運営を行うこと。

第2章 議会及び議員の活動原則等

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

公正性及び透明性を確保すること。

市民に対する説明責務を果たすこと。

市民の負託に的確に応える議会の在り方を不断に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

(災害時の議会対応)

第6条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

- 2 災害時の議会の行動基準等に関しては、大津市議会業務継続計画(議会が災害時においても議会としての機能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。)で定める。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

市政に関する市民の意思の把握に努めること。

市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。

自らの資質向上のため、不断の研さんに努めること。

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、市民の負託により市政に携わる権能及び職責を有することを深く認識し、その負託に応えるため、政治倫理の向上及び確立に努めるものとする。

- 2 前項の規定に基づく議員の政治倫理については、大津市議会議員政治倫理条例(平成23年条例第66号)で定める。

(議員定数)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第91条第1項の規定に基づき、議会の議員の定数は、38人とする。

- 2 議員定数を変更するときは、市政の現状及び課題並びに将来の予測、展望等を十分に勘案し、検討されなければならない。

(議員報酬)

第10条 議員報酬は、二元代表制の趣旨及び社会経済情勢を勘案するとともに、議員の活動状況を反映し、定められなければならない。

- 2 前項の規定に基づく議員報酬については、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)で定める。

(会派)

第11条 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派(以下「会派」という。)を結成することができる。

- 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

議員の活動を支援すること。

政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。

会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営に努めること。

(政務活動費)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派は、用途の透明性を確保した上で、政務活動費を有効に活用して調査研究を行い、議会活動の充実及び強化に努めなければならない。

- 2 前項の規定に基づく政務活動費については、大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号)で定める。

(通年議会)

第13条 法第102条第2項の規定による議会の定例会の回数は、年1回とする。ただし、議会の解散に伴う選挙が行われた年においては、これを変更することができる。

第 3 章 議会と市民との関係

(市民参加の機会の充実)

第14条 議会は、その活動に市民の意思を反映することができるよう、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 議会は、請願の審査に際し、請願者から趣旨の説明を聴く機会を確保するよう努めるものとする。

(広報広聴機能の充実)

第15条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関し多様な媒体を活用して積極的な広報及び広聴に努めるとともに、それらの活動を通じて得られた市民の声を議会活動に反映するものとする。

(会議の公開)

第16条 議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、本会議及び委員会(以下「会議等」という。)を原則として公開するものとする。

2 議会は、前項の会議等を除くその他の議会の会議についても、公開するよう努めるものとする。

第 4 章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第17条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張ある関係を構築し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

2 議会は、前項の活動を円滑に進めるため、市長等に対し積極的に市政に関する情報提供を求めるものとする。

(確認の機会の付与等)

第18条 議員は、会議等において質問又は質疑(以下この条において「質問等」という。)を行うに当たっては、当該質問等の論点を明確にし、市民に分かりやすい方法で行わなければならない。

2 市長等は、会議等における質問等に対して、議長又は委員長長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で当該質問等の趣旨を確認するための発言をすることができるものとする。

3 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正の提案に対し市長等が意見を述べる機会を与えることができるものとする。

(議決事件の追加)

第19条 議会は、第 4 条第 1 号に規定する議決機関としての権能を最大限に発揮するため、法第96条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するよう努めるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、大津市議会会議条例(平成26年条例第 1 号。以下「会議条例」という。)で定める。

(議会の委任による専決処分)

第20条 議会は、議決権限の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、法第180条に規定する専決処分の事項を決めなければならない。

2 前項の規定に基づく議会の委任による専決処分については、会議条例で定める。

第 5 章 議会の機能強化等

(議会改革)

第21条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、会議条例、大津市議会委員会条例(平成26年条例第 3 号)、議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

(議員研修)

第22条 議会は、議会の機能強化等のため議員研修の充実強化に努めなければならない。

(議員相互の討議の推進)

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員間の討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議又は審査においては、議員間の議論を尽くすものとする。

(専門的知見等の活用)

第24条 議会は、議案等の審議の充実、政策形成機能の強化及び政策の効果の評価に資するため、学識経験を有する者等の専門的知見を積極的に活用するものとする。

2 議会は、前項の目的を達するため、大学等との連携の更なる推進に努めるものとする。

(附属機関等の設置)

第25条 議会は、議会活動に関し審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、附属機関を置くことができる。

2 議会は、市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

3 議会は、市政の課題に関し政策の提言又は条例の策定等の必要があると認めるときは、議員で構成する政策検討会議を置くことができる。

(議会局の設置及び体制強化)

第26条 議会に関する事務を処理するため、法第138条第2項の規定に基づき、議会に事務局として議会局を置く。

2 議会局に事務局長としての局長及び書記その他必要な職員を置く。

3 職員の定数は、大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)の定めるところによる。

4 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会局の法務及び財務等市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実強化)

第27条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に資するため、議会図書室について、必要な資料等の収集保管のみならず、議員に積極的な情報提供を行う機能の充実強化に努めるものとする。

(予算の確保)

第28条 市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が議事機関としての権能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務活動機能の充実を図るために必要な予算の措置に努めなければならない。

第 6 章 補則

(検討)

第29条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について議会運営委員会等で検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市議会議員定数条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

大津市議会議員定数条例(平成13年条例第64号)

大津市議会定例会の回数を定める条例(昭和31年条例第17号)

大津市議会の議決に付すべき事件に関する条例(平成21年条例第25号)

大津市議会事務局設置条例(昭和37年条例第34号)

市長の専決処分事項に関する条例(昭和35年条例第1号)

(大津市議会政務活動費交付条例の一部改正)

3 大津市議会政務活動費交付条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「所属議員が1人の場合を含む。」を「大津市議会基本条例(平成27年条例第47号)第11条第1項に規定する会派で、所属議員が1人の場合を含む。」に改める。

(大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の一部改正)

4 大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成23年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「議会事務局長」を「議会局長」に改める。

大津市災害等対策基本条例を公布する。

平成27年3月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第48号

大津市災害等対策基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第8条)

第2章 予防対策(第9条 - 第17条)

第3章 応急措置及び復旧対策(第18条 - 第21条)

第4章 復興対策(第22条 - 第24条)

第5章 災害及び危機に強いまちづくりの推進(第25条 - 第29条)

第6章 他の被災地支援等(第30条・第31条)

第7章 補則(第32条 - 第36条)

附則

私たちの生活する大津市は、恵まれた自然環境の下、古来から多くの人々が居住し、数多くの文化財や遺跡等が

集積している地域である。一方でこの豊かな自然は予期せぬ地震や風水害をもたらし、寛文近江・若狭地震では、家屋の倒壊、水没等多くの被害を出したことが記録される等、大規模災害と決して無縁ではない。

阪神・淡路大震災や東日本大震災は、一瞬にして多くの人々の生命と財産を奪い、暮らしと地域社会に甚大な被害をもたらした。また、近年の台風等による記録的な大雨や局地的な集中豪雨等による災害は、全国各地で多くの被害をもたらしている。本市においても、平成24年の南部地域の集中豪雨と平成25年の台風第18号による災害は、記憶に新しい。

私たちは、これら頻発する災害に直面し、自然の持つ力の大きさ、恐ろしさを痛感し、身近に起こり得る非常事態として認識するとともに、自分の身は自分で守ることや助け合い、支え合いの協力体制の重要性、さらには、これまでの想定を超える被害を目の当たりにし、災害を未然に防ぐことだけでなく被害を少なくするという減災の重要性を改めて確認したところである。

いつ何時、いかなる災害に見舞われるか予測することは極めて困難である。このことは、災害のみならず大規模な事故等の危機も同様であり、市民生活の安全と安心を脅かしている。

災害や危機は避けることはできないが、これらからの被害を防いだり、低減したりすることは可能である。市民の生命、身体及び財産を災害や危機から守るため、これまでの防災の取組に加えて、減災と危機管理に対する意識の高揚を図り、災害や危機が起こっても被害を最小限にとどめる防災対策と危機管理の取組を推進する必要がある。

ここに、私たちは、行政による公助はもとより、自らのことは自らで守る自助、身近な地域で支えあう共助の理念を念頭に、市民、事業者、市及び議会が一体となって災害と危機に立ち向かう決意を明確に示すとともに、それぞれの責務や役割を十分に理解し、その協働により地域防災力の更なる向上を図り、災害と危機に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災対策及び危機管理に関する基本となる理念を定め、災害及び危機に関する予防、応急措置及び復旧並びに復興の各段階における市民、事業者、市及び議会の責務及び役割を明らかにするとともに、それぞれが個々に又は連携して推進すべき防災対策及び危機管理の基本となる事項を定めることにより、災害及び危機から市民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に軽減し、災害及び危機に強く安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例での用語の意義は、次のとおりとする。

災害 地震、豪雨、豪雪、洪水、暴風、崖崩れ、土石流、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び速やかに災害の復旧を図ることをいう。

減災 災害が発生した場合における被害を可能な限り軽減することを目指す考え方及びそのための取組をいう。

防災対策 防災及び減災のために行う対策をいう。

危機 市民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがある事故又は事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。

危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐことにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処し、又は対応することをいう。

市民 市内に住所又は居所を有する者をいう。

事業者 市内で事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。

要配慮者 災害若しくは危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、何らかの配慮が必要とされる高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等をいう。

避難行動要支援者 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動等を行うため、市民が自発的に結成する団体をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策及び危機管理は、市民が自らのことは自らで守る自助及び身近な地域で支え合う共助をそれぞれに高めつつ、市が市民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として総合的な視点で実施されなければならない。

2 防災対策及び危機管理は、市民、事業者、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を果たし、それぞれが持て

る能力を生かし、相互に連携を図りながら協力して実施されなければならない。

- 3 防災対策及び危機管理は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性及び能力を十分に理解し、それらを発揮する中で実施されなければならない。

(地域防災計画への反映)

第 4 条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第1項の規定により設置された大津市防災会議は、同法第42条第1項の規定により作成された大津市地域防災計画を修正する場合は、前条に規定する基本理念を尊重し、及び反映させるものとする。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的責任を自覚し、災害及び危機に備えて、事業活動の継続に必要な事項を定めた計画を作成し、その事業所の利用者及び従業員等の安全の確保並びに事業の継続に努めなければならない。

- 2 事業者は、市の実施する防災対策及び危機管理に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第 7 条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守る公助の担い手として、災害及び危機に備え迅速かつ組織的に対応することができるよう基本となる計画を策定するとともに、その対応を行うために必要な体制を整え、防災対策及び危機管理並びに復興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、災害又は危機の発生時において業務を継続し、又は早期に復旧させるために必要な事項を定めた計画を作成するものとする。

- 3 市は、防災対策及び危機管理が円滑に実施できる体制を確保するため、自主防災組織の充実及び災害ボランティア(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体が自発的に行う被災者等の救助、復興の支援その他の防災、危機管理又は復興に関する活動を行う者をいう。以下同じ。)等が活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

- 4 市は、職員が災害及び危機に備え迅速かつ的確に対処することができるよう防災訓練等を通じ、防災対策及び危機管理に関する職務の習熟並びに危機意識のより一層の高揚を図るものとする。

- 5 市は、市民一人一人が居住する地域において、自らの安全を確保するために行う自助の取組が積極的に推進されるよう、必要な環境の整備に努めるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、市は、防災対策及び危機管理の実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織、国、他の地方公共団体等との連携及び協力に努めるものとする。

(議会の責務)

第 8 条 議会は、災害又は危機が発生した場合においても、迅速な意思決定、多様な市民ニーズの反映その他の議会として権能を適切に果たすために必要となる事項を定めた計画(以下「市議会業務継続計画」という。)に基づき、適切な対応をとらなければならない。

- 2 議会は、市民の生命、身体及び財産を災害及び危機から守るため、防災及び減災並びに危機管理に関する調査及び研究を行い、市の防災対策及び危機管理への提言を行わなければならない。

- 3 議会は、国及び県の動向を踏まえつつ、地域の実情に合わせた市の防災対策及び危機管理における執行の監視及び評価に努めるとともに、被災状況の把握及び市民に対する情報発信に努めなければならない。

第 2 章 予防対策

(市民の災害及び危機への備え)

第 9 条 市民は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

防災及び減災並びに危機管理に関する知識及び技術の習得

救急救命に関する知識及び技術の習得

自らが持つ災害に関する経験及び教訓並びに先人からの災害に関する伝承の後世への継承

- 2 市民は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強

地震による家具等の転倒を防止するための措置

その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

(事業者の災害及び危機への備え)

第 10 条 事業者は、自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる事項を実施するよう努めなけれ

ばならない。

従業員等に対する防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練

従業員等の防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得

- 2 事業者は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するよう努めなければならない。

自ら所有する建築物の耐震性の確認及びその結果に基づく耐震補強

自ら所有し、又は管理する建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置

その他自らが管理する施設の災害及び危機に備えた安全の確認

（市の災害及び危機への備え）

- 第11条** 市は、市民、自主防災組織等が災害及び危機に対応する能力を育むため、次に掲げる施策を実施するものとする。

市民及び事業者に対する防災及び減災並びに危機管理に関する知識の普及及び啓発並びに教育等の充実
消防団、自主防災組織、災害ボランティア等への市民の加入又は参加の促進並びにこれらの育成及び支援

- 2 市は、災害及び危機に強いまちづくりのために、次に掲げる事項を実施するものとする。

市の管理する施設の耐震性の強化及び避難所として活用する施設の安全性の確保

住宅、事業所等の建築物の耐震性を確保するための適正な指導及び相談並びに技術面からの支援

建築物等の屋外に面している窓ガラス、タイル等及び広告物の落下を防止するための措置に関する知識の啓発

道路に沿って設けられているブロック塀、自動販売機等の転倒防止措置等に関する啓発

大学、研究機関等と連携した災害及び危機に強いまちづくりに関する調査及び研究の推進

（議会の災害及び危機への備え）

- 第12条** 議会は、議員自らが災害及び危機に対応する能力を育むため、市議会業務継続計画に基づき、防災及び減災並びに危機管理に関する研修会又は訓練を実施し、防災対策及び危機管理に関する知識及び技術の習得に努めるものとする。

（情報の収集、提供等）

- 第13条** 市は、災害又は危機が発生した時に備え、平常時からハザードマップ等の必要な情報を市民、自主防災組織及び事業者に提供するものとする。

- 2 市は、市民、自主防災組織及び事業者への確実かつ迅速な情報伝達を確保するため、地域の実情等を踏まえ、複数の情報伝達手段を有機的に組み合わせる等、災害及び危機に強い総合的な情報伝達システムの構築に努めるものとする。

- 3 市民及び事業者は、災害又は危機が発生した時に備え、災害及び危機に関する情報を自らが積極的に収集するよう努めなければならない。

（避難）

- 第14条** 市民は、災害及び危機に関する情報に留意し、危険を認知した時には自主的に避難するとともに、市、防災関係機関等から避難準備情報、避難勧告又は避難指示の発令があった時には、速やかにこれに応じるものとする。

- 2 市民は、前項の避難を迅速かつ円滑に行うことができるようにするため、平常時から避難場所及び避難所の所在並びに避難経路を確認しておくよう努めなければならない。

（要配慮者等に係る対策等）

- 第15条** 市民、自主防災組織、事業者及び市は、災害又は危機が発生した時に備え、避難行動要支援者に配慮した対策を講ずるものとする。

- 2 市、市民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の協力の下、その支援を行うために必要な情報の収集及び把握に努めるとともに、当該支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

- 3 避難所となる施設を管理する者は、要配慮者の使用を考慮した施設の整備に努めるものとする。

- 4 避難行動要支援者の支援に従事する者又は従事した者は、当該避難行動要支援者に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

（孤立地区対策の推進）

- 第16条** 市は、孤立地区（災害又は危機によって交通が途絶する地区をいう。）における通信の途絶に備え、情報の収集及び伝達的手段を確保するとともに、物資の備蓄その他地域の特性に応じた施策を実施するよう努めるものとする。

（文化財の保護）

- 第17条** 市は、平常時から市民、自主防災組織、事業者、国、県、文化財所有者及び専門家と連携し、文化財を災害及び危機から守るための体制の整備に努めるものとする。

第 3 章 応急措置及び復旧対策

(応急措置等)

第18条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、速やかに当該災害又は危機に対する応急復旧活動を行うための体制を確立し、市民、自主防災組織及び事業者の協力を得て、国、県及び防災関係機関とともに必要な措置を講ずるものとする。

2 市民、自主防災組織、事業者及び災害ボランティア等は、災害又は危機が発生した場合においては、相互に連携し、かつ、補完し、次に掲げる事項その他必要な処置の実施に努めなければならない。

災害又は危機に係る情報の収集及び伝達

出火防止及び初期消火

負傷者の救出、救護及び搬送等

避難行動要支援者の避難支援

避難者の誘導

避難所の運営協力

給食及び給水活動

建築物及び宅地の応急危険度判定への協力

(避難所の運営等)

第19条 避難所に避難した者は、互いに助け合い、協力し、避難所を円滑に運営するよう努めるものとする。

2 避難所の生活環境は、要配慮者に対しより安全で安心したものとなるよう、きめこまやかな配慮に努められなければならない。

(緊急輸送の確保)

第20条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、消火、被災者の救難及び救助その他の応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急輸送を確保するため、車両等の調達に関し対策を講ずるとともに、国、他の地方公共団体及び関係団体との調整を行うよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、車両の通行規制その他の交通規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても、路上の危険を防止するとともに、緊急通行車両の通行の妨げとならないよう、車両の使用を自粛するよう努めなければならない。

(災害ボランティア活動への支援)

第21条 市は、災害又は危機が発生した場合においては、災害ボランティアによる被災者への円滑な支援活動の実施を支援するため、活動拠点の提供、情報の共有等に努めるものとする。

第 4 章 復興対策

(市の復興対策)

第22条 市は、災害又は危機により市内に甚大な被害を受けたときは、国、県、防災関係機関、市民、自主防災組織、事業者、災害ボランティア等と協力し、被災地の復興に努めなければならない。

2 市は、前項の場合には、円滑な市民生活の再建及び被災地の復興を図るため災害復興計画を策定し、その対策を講ずるものとする。

3 市は、前項の災害復興計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(議会の復興対策等)

第23条 議会は、前条第 2 項に規定する災害復興計画について、将来のまちづくりの方向性を定めるその重要性に鑑み、迅速かつ慎重な審議を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 議会は、市並びに国及び県への災害復旧の推進並びに支援活動の実施及び調整を働きかけ、復旧及び復興に努めなければならない。

(市民、自主防災組織及び事業者の復興対策)

第24条 市民、自主防災組織及び事業者は、相互に協力して速やかな生活及び事業の再建並びに被災地の復興に努めなければならない。

2 市民、自主防災組織及び事業者は、市の実施する復興対策に協力するよう努めなければならない。

第 5 章 災害及び危機に強いまちづくりの推進

(自主防災活動の推進)

第25条 市は、市民及び自主防災組織の自主防災活動を推進し、及び育成するため、必要な支援及び協力を行うよう努めるものとする。

2 市民は、地域における自主防災活動を推進するため、その活動に積極的に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 事業者は、地域における自主防災活動を積極的に推進するため、その活動に協力するよう努めなければならない。

ない。

(人材の育成等)

第26条 市は、市民への災害及び危機に対する意識啓発をはじめ、自主防災組織、災害ボランティア等による防災活動が効果的に行われるよう、防災リーダー(自主防災組織による防災活動において適切に指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)及び防災士(自助、共助及び協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識並びに一定の知識及び技術を修得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した者をいう。)(以下これらを「防災リーダー等」という。)の育成に努めるものとする。

2 市は、防災リーダー等の育成とともに、防災リーダー等の存在、役割、活動状況等を広く市民に周知し、防災リーダー等の位置付け及び立場の明確化に努めるものとする。

(事業者等との応援協定)

第27条 市は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施行等の対策が的確かつ迅速に実施できるよう、あらかじめ他の地方公共団体、事業者等との応援協定の締結を推進するものとする。

(防災教育等の充実)

第28条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園(以下「認定こども園」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校、保育所又は認定こども園の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、応急手当及び避難の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を継続して実施するものとする。

(ライフラインの維持)

第29条 電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第6章 他の被災地支援等

(被災地等の支援)

第30条 市は、必要に応じ、災害又は危機により甚大な被害を受けた他の地方公共団体の被災地及び被災者の支援に努めるものとする。

(帰宅困難者の支援)

第31条 市及び事業者は、災害又は危機が発生した場合においては、帰宅困難者(災害又は危機によって帰宅等が困難になった者をいう。)の円滑な帰宅又は避難を支援するために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

第7章 補則

(職員の退避基準)

第32条 市は、防災対策及び危機管理に従事する職員の身体及び生命の安全確保を図るため、災害及び危機の現場で活動する職員の退避に関する基準をあらかじめ定めるものとする。

(表彰)

第33条 市は、地域における防災活動等に関し特に顕著な功績があったと認められるものを表彰することができるものとする。

(おおつ防災の日)

第34条 市民に広く防災、減災及び危機に関する理解並びに関心を深めるようにするため、おおつ防災の日を設けるものとする。

2 おおつ防災の日は、別に市長が定めるものとする。

3 市は、おおつ防災の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第35条 市は、防災対策及び危機管理に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第36条 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大津市防災対策推進条例の廃止)

2 大津市防災対策推進条例 (平成 22 年条例第 2 号) は、廃止する。

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 49 号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例 (平成 26 年条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 1 章 -略-</p> <p>第 2 章 ~ 第 15 章 -略-</p> <p>(会期)</p> <p>第 2 条 <u>会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。</u></p> <p>2 <u>会期は、招集された日から起算する。</u></p> <p>(会期の延長)</p> <p>第 3 条 <u>会期は、議会の議決で延長することができる。</u></p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第 4 条 <u>会議に付された事件の議事が全て終了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</u></p>	<p>第 1 章 -略-</p> <p>第 1 章の 2 <u>議決事件 (第 6 条の 2)</u></p> <p>第 1 章の 3 <u>議会の委任による専決処分 (第 6 条の 3)</u></p> <p>第 2 章 ~ 第 15 章 -略-</p> <p>第 15 章の 2 <u>議会の法制執務 (第 71 条の 2)</u></p> <p>(会期)</p> <p>第 2 条 <u>大津市議会基本条例 (平成 27 年条例第 47 号。以下「基本条例」という。) 第 13 条に規定する年 1 回の定例会の会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。</u></p> <p>2 <u>前項の会期は、招集された日から翌年の 4 月末日までの間で定める。</u></p> <p>3 <u>会期は、招集された日から起算する。</u></p> <p>4 <u>会期は、議会の議決で延長することができる。</u></p> <p>5 <u>会議に付された事件の議事が全て終了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</u></p> <p>(会議の種類等)</p> <p>第 3 条 <u>定例会において開く各会議の種類は、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>招集会議 定例会の招集により開く会議</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>通常会議 定例的に開く会議</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>特別会議 市長又は議員からの要請に基づき、緊急に開く会議</u></p> <p>2 <u>議長は、前項各号に定める各会議の初日から最終日までの期間 (以下「審議期間」という。) について、当該各会議の初めに定める。</u></p> <p>(定例会及び特別会議の開会)</p> <p>第 4 条 <u>定例会は、5 月に開会し、6 月、9 月、11 月及び翌年の 2 月に再開する。ただし、都合によりこれを変更することができる。</u></p> <p>2 <u>市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示し、特別会議の開会を請求することができる。</u></p> <p>3 <u>議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示し、特別会議の開会を請求することができる。ただし、請求に当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>議決に係る事件 法第 112 条第 2 項に規定する所定の賛成者</u></p>

(休会)

第 6 条 -略-

(一事不再議)

第 8 条 議会で議決された事件については、同一の審議期間(議案等を上程し、審議し、議決に至る一連の本会議の期間をいう。以下同じ。)中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときはこの限りでない。

(代表質問)

第 32 条 3 人以上の議員で構成する会派(政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、議長に結成の届出をした 1 人以上で構成するものをいう。)に属する議員は、市の施政方針について、その会派を代表して代表質問をすることができる。

2 前項の代表質問は、議長が定める本会議におい

前号以外の事件 2 人以上の賛成者

4 議長は、市長又は議員から請求があった日の翌日から原則として 7 日以内に特別会議を開かなければならない。

(休会)

第 6 条 -略-

第 1 章の 2 議決事件

(議決事件)

第 6 条の 2 法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止

基本計画(前号の基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止

大津市災害等対策基本条例(平成 27 年条例第 48 号)第 22 条第 2 項に規定する災害復興計画の策定、変更又は廃止

姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

第 1 章の 3 議会の委任による専決処分

(議会の委任による専決処分)

第 6 条の 3 法第 180 条に規定する議会の委任による専決処分は、次のとおりとする。

訴訟物の価格が 500,000 円以下の訴訟の提起

仮処分及び仮差押に関すること。

1 件 100,000 円以下の市の現金又は物品の亡失又は毀損があった場合において、法第 243 条の 2 第 8 項の規定による市職員の損害賠償責任の免除に関すること。

1 件 500,000 円以内において法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

目的物の価格が 1 件 500,000 円以下の事件についてする和解及び調停に関すること。

1 件 100,000 円未満の権利放棄に関すること。

法第 9 条の 5 の規定による市の区域内に新たに土地を生じたときの土地の確認に関すること。

(一事不再議)

第 8 条 議会で議決された事件については、同一の審議期間中は再び提出することができない。ただし、事情の変更があったときはこの限りでない。

(代表質問)

第 32 条 基本条例第 11 条第 1 項に規定する会派(3 人以上の議員で構成する会派に限る。)に属する議員は、市の施政方針について、その会派を代表して代表質問をすることができる。

2 前項の代表質問は、議長が定める会議におい

て、1 会派につき 1 人行うことができる。
 (不在議員)
第35条 表決宣言の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。
 (情報通信端末機器の使用)
第55条の2 -略-

(議員の派遣)
第71条 -略-

て、1 会派につき 1 人行うことができる。
 (不在議員)
第35条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。
 (情報通信端末機器の使用)
第55条の2 -略-
 (携帯電話の持込み)
第55条の3 議長は、基本条例第6条の規定を踏まえ、災害時における迅速な情報収集及び議員の安全確保を図るため、議員の携帯電話の議場への持込みを認めるものとする。
 2 前項の規定は、答弁者の携帯電話の持込みについて準用する。
 (議員の派遣)
第71条 -略-
第15章の2 議会の法制執務
 (議会の法制執務)
第71条の2 議会における条例、規則及び規程の改正については、議会の見える化を推進し、市民に分かりやすいものとするため、原則として新旧対照表による方式とする。
 2 前項の規定に基づく新旧対照表による方式の詳細は、大津市議会例規文書作成規程(平成24年議会議長告示第2号)で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第50号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(表決問題の宣言) 第30条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。 (不在委員) 第31条 表決宣言の際、委員会室又は委員長が定める場所(以下「委員会室等」という。)にいない委員は、表決に加わることができない。 (紹介議員の委員会出席) 第35条 委員会は、請願審査のため必要があると認めるときは、当該請願に係る紹介議員の説明を求めることができる。 (情報通信端末機器の使用) 第45条の4 -略-</p>	<p>(表決問題の宣告) 第30条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。 (不在委員) 第31条 表決宣告の際、委員会室又は委員長が定める場所(以下「委員会室等」という。)にいない委員は、表決に加わることができない。 (紹介議員等の委員会出席) 第35条 委員会は、請願審査のため必要があると認めるときは、当該請願に係る紹介議員又は請願者の説明を求めることができる。 (情報通信端末機器の使用) 第45条の4 -略- (携帯電話の持込み) 第45条の5 委員長は、大津市議会基本条例(平成</p>

	<p>27年条例第47号)第6条の規定を踏まえ、災害時における迅速な情報収集及び委員の安全確保を図るため、委員の携帯電話の委員会室等への持込みを認めるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、答弁者の携帯電話の持込みについて準用する。</p>
--	---

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年3月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第51号

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものには、期末手当を支給する。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">~ -略-</p> <p>3及び4 -略-</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 議員で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものには、期末手当を支給する。<u>基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員(当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。)</u>についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。<u>この場合において、任期満了の日又は解散による任期終了の日</u>に在職した議員で当該任期満了又は解散による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、この者は引き続き議員の職にあったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">~ -略-</p> <p>3及び4 -略-</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。
平成27年3月20日

大津市長 越 直 美

大津市条例第52号

大津市子どものいじめの防止に関する条例の一部を改正する条例

大津市子どものいじめの防止に関する条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「子どもが」を「子どもに対し、当該子どもと」に、「者から、」を「者が行う」に、「攻撃

を受けることにより、精神的又は肉体的な苦痛を感じるもの」を「影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの」に、「児童の虐待」を「児童虐待」に改める。

第5条第4項中「それぞれの学年」を「当該学校及び各学年」に改め、「学級の」を削る。

第11条中「いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には」を「子どものいじめ(疑いのある場合を含む。)に関し」に改める。

第14条第5項中「応じる」の次に「とともに、必要に応じ、いじめに関して教育委員会と協議する」を加える。

附則第2項中「この条例の施行後2年を目途として、」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。